

東本願寺造営の歴史

- ①慶長度造營〔教如意〕 (東本願寺成立)
 　→慶長7 (1602) 年～慶長9 (1604) 年

②明暦寛文度造營〔宣如・琢如意〕 (親鸞四百回忌)
 　→承応1 (1652) 年～寛文10 (1670) 年

③天明寛政度再建〔乘如・達如意〕 (京都大火)
 　→天明8 (1788) 年～享和1 (1801) 年

④文政天保度再建〔達如・嚴如意〕 (山内出火)
 　→文政6 (1823) 年～嘉永1 (1848) 年

⑤安政度再建〔嚴如意〕 (京都大火)
 　→安政5 (1858) 年～万延1 (1860) 年

⑥明治度再建〔嚴如意・現如意〕 (蛤御門の変による兵火)
 　→元治1 (1868) 年～明治28 (1895) 年



慶長度の東本願寺造営

慶長7（1602）年

徳川家康、京都烏丸六条に寺地を寄進。

慶長8（1603）年正月3日

上野厩橋の妙安寺の親鸞木像を教如に寄進。

その後、

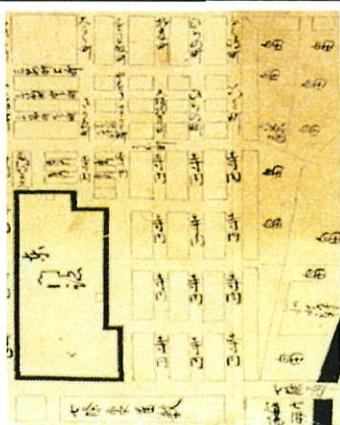
5月 7日「御影堂こわし」

6月 8日「新屋敷板堂へ御移り」

7月27日「阿弥陀堂柱立」

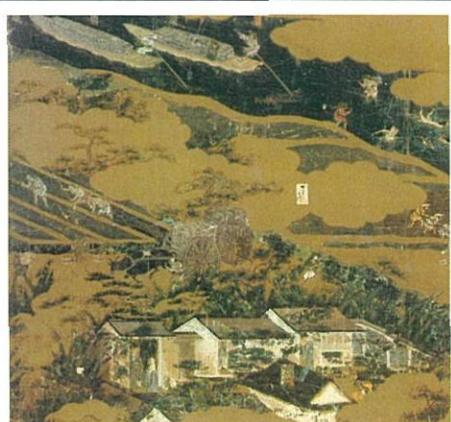
10月18日「阿弥陀堂棟上」

11月10日「阿弥陀堂御遷仏」



京都図屏風

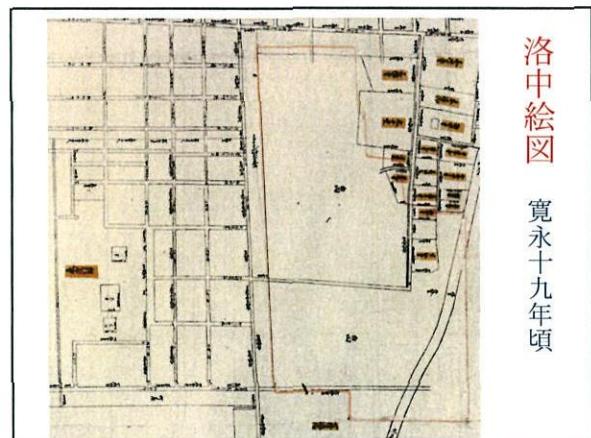
元和末年～寛永元年



七条道場と北側の畠地

洛中洛外図
(舟木本)

慶長9（1604）年	
4月14日「御影堂石築有之」	
6月14日「御影堂柱立」	
9月16日「御影堂御遷仮」	（『栗津日記』）
元和5（1619）年	
9月15日「本願寺内敷地御寄附状」	（『武家厳制録』）
→2代將軍秀忠から寺地が安堵	
寛永18（1641）年	
6月21日「宅地増加せらるゝにより御判書をたまふ」	
（『大歓院殿御実紀』）	
→3代將軍家光から新たに境内地東方に寺地を加増	
（現在の涉成園）	



東本願寺の二つの鐘	
①一、（慶長八年正月）十四日大坂より釣鐘登申候、同十七日かね	
釣候、	（『慶長八年御開山様御京着之記』）
②一、同十七日御所様、伏見へ御会二御座候、御留主、昼前釣鐘鐘樓	
へ御ツリ候、	（『御堂日記』略抜、慶長八年正月）
③一、（同）八月二日、昼四ツ時ニ大坂へ御下、専光、聖順御奉行	
承リニテ御堂へ被仰候ヤウ、鐘を不同ニツクヘカラス、ヨク	
ヨク時分ヲ考ヘ、遲速有間鋪之旨御意、	
（『御堂日記』略抜、慶長八年）	
④一、同廿六日、九ツ前、上様御堂之前へ被成入、御カネツキ堂指図	
被成候、	（『御堂日記』略抜、慶長八年十二月）

⑤一、夜明候ておのの鐘井の見物ニ参候、
(『御堂日記』慶長九年五月二十八日)

⑥一、八ツ過候て鐘ほり出申候、(『御堂日記』慶長九年五月二十九日)

⑦一、つりかね、御堂のまへ八ツ前ニひかせられ候なり、
(『御堂日記』慶長九年六月三日)

⑧一、日没過、鐘を御釣被成候、御兒様、御堂の縁へ御出被成、鐘を
つき可申由、被成御意候、(『御堂日記』慶長九年六月六日)

⑨一、鐘、鐘樓へ御釣被成候、(『御堂日記』慶長九年閏八月十六日)

参考1 (『重要日記抜書』慶長九年)

六月三日、鐘を御堂前へ引、六日、日没過鐘御釣り被成候。則御兒様
御堂縁へ御出被成、鐘つき可申被成御意、撞木つり不申前につき申候。
七日、七ツ過大洋より還御、其保鐘撞初御座候。八日、鐘両方に文字
ほらせ被成候。

参考2 (『慶長八年御開山様御京着之記』)

(慶長九年) 六月三日、つりかね御堂衆へ引させ申候、閏八月十六日、
鐘鐘樓へ上申候、八日二かね銘を御ほらせ被成候、

⑩一、十月十三日、今日ヨリ二七日之間、御亭ニテ御中陰御仏事有、
御堂テニ御勤之位、正信偈力口ク、和讚淘八、焼香有、鐘鳴申候。
(『御堂日記』略抜、慶長十九年)

「大坂より釣鐘登申候」 —大坂から京都に運ばれた鐘—

慶長八（一六〇三）年正月、上野厩橋の妙安寺から親鸞聖人の木像
を迎えた教如上人は、

①「大坂より釣鐘」を取り寄せ、②西寺内の鐘楼にかけたという。
その「釣鐘」は、大谷本願寺（現・難波別院）の鐘で、今日も別院
境内に安置されている。

*天正二十（一五九二）年十一月二十四日、顯如上人示寂。

*同年十二月（文禄元年に改元）、豊臣秀吉の意向で、教如上人は
本願寺宗主を継職。

*文禄二（一五九三）年閏九月、秀吉によって退隠を命じられて、弟
准如上人が継職。

退隱を命じられた教如上人は、文禄四（一五九五）年、あるいは翌年文禄五（慶長元）年、摂津国西成郡の渡辺に一寺を建立。
*寿像の下付・聖教の開板など=宗主としての活動。
のち、慶長三（一五九八）年、上難波村（現・大阪市中央区久太郎町）に移転。



大谷本願寺（難波別院）撞鐘の銘文

「（池の間・陽鋳）
大谷本願寺
文禄五〈丙申〉曆林鐘下旬第四日

その左側

（池の間・陰刻）
大工我孫子杉本
藤原朝臣仏善左衛門尉家次

」

撞鐘の銘文より

*大谷本願寺（難波別院）の鐘は、総高一九一、二センチ、口径一〇九、三センチ。
*池の間の陰刻で、摂津国住吉郡我孫子の鋳物師による製作であることが知られる。

鐘の製作は、十六世紀を通じて減少し、規格も不定型のものがあり、鐘頭や撞座の表現が退化するなどの傾向が指摘。ところが、文禄慶長期に至っては変化がみられ、製作数が増加するとともに、規格においては、一メートルを超える大型鐘の鋳造や、それ以前にはみられない一〇八個の乳、四方撞座の採用、古式の模倣がむこなされた。



東本願寺の巨鐘

慶長七（一六〇二）年、家康から京都烏丸六条に寺地の寄進を得た教如上人が、同九年九月の御影堂の造営に合わせて鋳造したもの。

総高二五六センチ、口径一五六センチ。一六〇〇年代以前の鐘としては五番目の大きさを誇る。

①京都方広寺の鐘、②奈良東大寺の鐘、③山形羽黒山出羽三山神社の鐘、④鎌倉五山円覚寺の鐘、⑤東本願寺の鐘。



東本願寺撞鐘の銘文

「
本願寺
信淨院
慶長九〈甲辰〉曆
五月廿八日
（池の間の各区に陽鉄）」

「
大工大坂淨徳
撞座のない縦帶二箇所（陰刻）」

「
慶長九〈甲辰〉年
大坂大工淨徳
五月廿八日
鐘の内側の銘文（陰刻）」



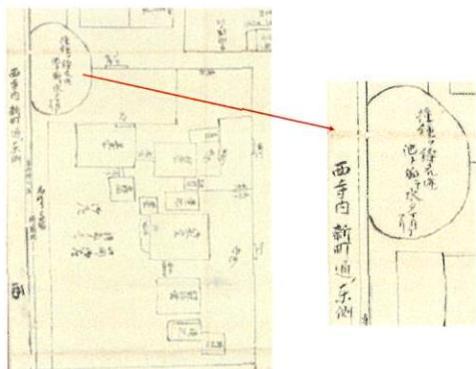
東本願寺撞鐘の特徴

- * 竜頭の方向が撞座に直交する古式。
- * 池の間四区には天人と鳳凰図が浮出す。乳の間には一区に五段五列で、上帯にも二個ずつ四箇所に乳が配列され、全部で百八煩惱を現す。
- * 撞座は八葉素弁蓮華文。草の間と下帯は唐草文様が陽鋲。
- * 天人像は、韓國の鐘に類例がみえるが、多くは正面を向いて両足を屈した天人像。斜め横方向へ飛翔する東本願寺の天人とは異なる。和韓混淆鐘にもみえるが、その形象や衣文表現などに相違する点がある。
- * 凤凰について、韓國鐘には池の間にあらわす例は見出せず、東本願寺の撞鐘の特徴。

「夜明候ておのの鐘井の見物ニ參候」

- * 「大工淨徳」は、銘文から大坂の铸物師であることがわかる。大谷本願寺の鐘銘に「大工我孫子杉本／藤原朝臣伊善左衛門尉家次」とあったように、元来、摂津国住吉郡我孫子の住で天正十一（一五六三）年、秀吉の大坂築城を契機に、我孫子から移住した者か。
- * 「教如様之御時御寺内之図」 東本願寺の初代講師恵空が製作したもの。区画に記される家臣名から、教如・宣如期の景観を復元的に表現したものと考えられる。絵図の左上には、「撞鐘ヲ铸タル跡、池ト成テ水タマリアリ」とみえ、「大工淨徳」は、東本願寺の巨鐘を铸造するため大坂から出張したことがわかる。

「撞鐘ヲ铸タル跡、池ト成テ水タマリアリ」



「撞鐘ヲ鈸タル跡」とは・・・、

慶長九年五月二十八日⑤「夜明候ておののおの鐘井の見物」をした場所（現在の内事門のあたり）。

翌日二十九日⑥「鐘ほり出」して、六月三日⑦「御堂のまへハツ前ニひかせられ」る（参考2「御堂衆へ引させ申候」）。

六日には⑧「鐘を御釣被成候、御児様（観如）、御堂の縁へ御出被成、鐘をつき可申」（参考1「撞木つり不申前につき申候」）。

七日に教如上人が「七ツ過大津より還御、其保鍾撞初御座候」。

八日「大工浄徳」に「かね銘ほらせ」（参考2）、「鐘両方に文字ほらせ」（参考1）た。

のちに「閏八月十六日、鐘鐘樓へ上申候」（参考2）と、おそらく、作事が完了した「鐘樓」に正式に安置されることになった。

結びにかえて 鐘銘「大谷本願寺」「本願寺」と教如上人

慶長七（一六〇二）年、家康による寺地寄進と東西分立

「教如へ再住之儀粗御内意被為有之候へとも、深ク御辞退被申上、仍此時本多佐渡守殿被申上候者、私儀者教如之門下二候へ者、再住被仰付候へハ、尤於私モ忝義ニ奉存候、勿論、末弟之准如を本願寺ニ被立候事ハ、近比理不尽之沙汰ニ而候へとも、當時御改易被成候事ハ如何ニ而可有御座哉、所證者、教如再住可被仰付よりハ、別に本願寺嫡家之本廟御再興可然奉存候との義申上」（『御山緒書』）

*「再住」か「本願寺嫡家之本廟御再興」が問題とされている。

*寺地や御真影の寄進は、拡大する教如教団の追認。

*ただし、それ以降も、社会的には「隠居」としてみられていた。

「信淨院本願寺」「ほんくはん寺いんきよ」などと呼称。

むすびにかえて

*教如上人は、退隠直後の文禄四（一五九五）年、あるいは翌文禄五（慶長元）年、摂津国西成郡の渡辺に一寺を建立。

この時期、寺院への本尊や歴代御影、寿像の下付をおこっているが、証判である裏書は、宗主あるいは代行者によってのみ可能であった。また『正信偈』『三帖和讃』『御文』を開板し、証判を付している。

こうした聖教への証判は、宗主が僧俗に信心の証拠を与えるためになされたものであり、教如上人の宗主としての立場を明示するものであった。

*教如上人の活動は、教如教団の形成を支持する諸国僧俗の要請に応えるものであったといえる。